

総税市第27号
平成27年4月1日

各道府県総務部長
東京都総務局長 殿
東京都主税局長

総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

ふるさと納税に係る確定申告書への添付書類の取扱いについて

「ふるさと納税」(地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。以下同じ。)について、手続簡素化の観点から、寄附金控除を受けようとする者の確定申告書への添付書類について、下記のとおり取扱いを取りまとめましたので通知します。貴管内市区町村に対しても、この旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

振込票の控(受領証)の確定申告添付書類としての利用について

ふるさと納税に係る寄附金控除の適用を受けようとする者の確定申告書への添付書類について、振込票の控(受領証)(※)によることが可能とされました(国税庁了解済(別添1参照))。

(※) 振込票の控(受領証): 郵便振替の半券、振込依頼書の控

確定申告書の添付書類として使用可能な書類は、下記のとおりです。

- ・ 寄附者の氏名、住所、寄附金の額及び寄附をした日の記載があり、かつ、当該寄附金がふるさと納税である旨の印字のある振込票の控(受領証)
 - ※ 原本に限るものであり、ATM(現金自動預け払い機)での振込等により受領する控(受領証)は含まない。
 - ※ 「寄附をした日」の記載は、金融機関の受領印でも可。

(注) 各地方団体においては、ふるさと納税に係る振込票を寄附者に送付する際には、払込票の控（受領証）部分について、別添2と同様に印字したものを送付するようお願いします。

別添2は、郵便局（ゆうちょ銀行）で使用可能な払込取扱票を例としていますが、他の金融機関の様式においても払込票の控（受領証）部分につき同様の印字をお願いします。

払込票の控（受領証）部分につき別添2と異なる文言の印字をする場合においても、寄附者の氏名、住所、寄附金の額及び寄附をした日の必要事項の記載とともに、当該振込がふるさと納税である旨の印字が必要となります。（当該振込が他の振込（ふるさと納税以外のもの）と区別され、確実にふるさと納税であることが確認できる必要があります。）。

当該振込がふるさと納税である旨が手書きのものは認められません。

なお、払込票の控（受領証）部分について、別添2と異なる文言を印字する場合は、確定申告書の添付書類として認められない可能性があります。

- ふるさと納税専用口座への振込である場合については、上記の振込票の控（受領証）のほか、寄附者の氏名、寄附金の額及び寄附をした日の記載のある振込票の控（受領証）を添付書類とすることも可能です。この場合、当該振込先口座がふるさと納税専用口座であることが分かる書類と併せて添付することが必要です。

※ 振込票の控（受領証）には、ATM（現金自動預け払い機）の振込等により受領する控を含みます。

※ ふるさと納税専用口座であることが分かる書類としては、別添3の書類が想定されています。各地方団体において、HPへの掲載、寄附者への送付等により寄附者が入手可能となるようにしてください。

なお、税務署から寄附を受けた地方団体に対して、確定申告書に添付された振込票の控（受領証）の記載内容について、その真正性の確認のため照会が行われる場合がありますので、その際には、適切に対応いただくようお願いします。